

(別紙3)

政策ごとの予算との対応について(個別表)【特別会計】

(所管) 国会、裁判所、会計検査院、
内閣、内閣府、復興庁、総務
省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農
林水産省、経済産業省、国土
交通省、環境省及び防衛省

(会計)東日本大震災復興特別会計

(単位:千円)

政策体系	勘定・組織	項	事項	元年度予算額	2年度予算額	比較増△減額
1 司法制度改革の成果の定着に向けた取組				606,535	573,018	△ 33,517
						<0>
(1)総合法律支援の充実強化	復興庁	東日本大震災復興日本司法支援センター運営費	東日本大震災復興に係る日本司法支援センター運営費交付金に必要な経費	606,535	573,018	△ 33,517
						<0>
2 国民の財産や身分関係の保護				159,033	155,000	△ 4,033
						<0>
(1)登記事務の適性円滑な処理	復興庁	法務行政復興政策費	登記事務処理に必要な経費	159,033	155,000	△ 4,033
						<0>
3 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営				2,079,618	4,156,886	2,077,268
						<0>
(1)施設の整備	復興庁	法務行政復興事業費	法務省施設整備に必要な経費	2,079,618	4,156,886	2,077,268
						<0>
計				2,845,186	4,884,904	2,039,718

- (注) 1. 政策評価の対象となる予算及び政策評価の対象外の予算で政策に関連付けられるものを掲記している。
2. 東日本大震災復興特別会計については、法務省関係予算のみ掲記している。
3. 元年度予算額は、当初予算額である。